

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 釧路厚生年金 事案 496 (事案 471 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(3万6,000円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年5月1日まで  
申立期間について、一度申し立てたものの、年金記録の訂正は必要でない  
とされたが、その後、申立期間に係る株主総会議事録と決算書類が見つかり、  
当時の役員報酬が明らかになったので、申立期間の標準報酬月額を訂正して  
ほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時、申立人はA社の代表取締役として同社に在籍し、業務執行に責任を負う立場にあったと考えられること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認すると、申立期間に係る標準報酬月額は、その前後の期間より低額となっているものの、遡って訂正されるなど不合理な処理が行われた形跡は見られないこと、iii) 同社では、当時の関係書類を保管しておらず、申立人の報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された昭和39年度のA社の株主総会議事録及び決算書類によると、申立人の役員報酬は年額154万円(月額平均12万8,333円)であり、当時の標準報酬月額の最高等級(3万6,000円)に相当するものであったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和39年10月1日の定時決定により3万6,000円から1万4,000円に減額された後、法改正(昭和40年6月法律第104号)により標準報酬等級の上限が第20級(3万6,000円)から第23級(6万円)に引き上げられたことに伴い、40年5月1

日に6万円に改定されていることが確認できる。

また、標準報酬等級の改正に伴う手続について、日本年金機構は、「法改正による上限額の変更に際しては、事業主から改めて届出は求めておらず、直前に届出された算定基礎届に基づいて標準報酬月額の変更を行ったと思料される。」と回答している。

以上を踏まえると、申立人の標準報酬月額は、昭和40年5月1日の標準報酬等級の改正に伴って、当時の標準報酬月額の上限額（6万円）で改定されていることから、直前に提出された算定基礎届において、事業主が申立人の標準報酬月額を1万4,000円とする旨の届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、3万6,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 5 日  
② 平成 18 年 12 月 8 日

「厚生年金加入記録のお知らせ」の標準賞与額の月額状況を確認したところ、平成 18 年 7 月及び同年 12 月に支給された賞与額が 40 万円とされていることがわかった。この年、事業主とは、賞与として年 2 回それぞれ 50 万円支給する嘱託契約を更新しており、実際に 50 万円支給されていた。当時の契約書や確定申告書等を保管しており、50 万円支給されていたことが確認できるので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった賞与賃金台帳、給与賃金台帳及び事業主の供述から判断すると、申立人は、平成 18 年 7 月 5 日及び同年 12 月 8 日にそれぞれ賞与として支給された 40 万円に加え、両月の月例給与が支給された同年 7 月 26 日及び同年 12 月 26 日にそれぞれ不足分の賞与 10 万円が支給されたことが認められ、事業主により、いずれも合計 50 万円の賞与が支給されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、年金記録の訂正が行われるためには、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、平成 18 年 7 月 5 日及び同年 12 月 8 日にそれぞれ賞与として支給された 40 万円に見合う厚生年金保険料が源泉控除されたことは確認できるものの、同年 7 月 26 日及び同年 12 月 26 日に追加して支給された 10 万円については、厚生年金保険料が源泉控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

平成 2 年 4 月 1 日に A 社から事業の譲渡を受けて業務を開始した B 社（現在は、C 社）に移籍したが、雇用は継続しているにもかかわらず、同年 3 月の厚生年金保険の加入記録が空白となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に平成 2 年 3 月 31 日に A 社において資格を喪失し、同年 4 月 1 日に B 社において資格を取得した 6 人に当時の状況について照会したところ、回答のあった 5 人は全て「勤務場所も仕事の内容も変わらなかった。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社が保管する平成元年及び 2 年分の所得税源泉徴収簿及び給与明細書によれば、元年 9 月までについては、同社における社会保険料控除方式が当月控除であったと考えられるところ、申立人及び前述の 6 人は、いずれも同年 10 月分の給与において厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることを踏まえると、同月から、同社における控除方式が翌月控除に変更になったことが推認できる上、申立人が勤務していた同年 4 月から 2 年 3 月までの 12 か月間に控除された厚生年金保険料は 11 か月分であったことが確認できるとともに、C 社が保管する 2 年分の所得税源泉徴収簿によれば、同年 4 月分の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同様の記録となっている同僚からは、「厚生年金保険がどのように掛けられていたか、また、平成 2 年 3 月分の厚生年金保険料が控除

されたかどうかは分からない。」との回答を得ており、ほかに申立期間の厚生年金保険料が同年4月以降に源泉控除されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が平成2年3月31日に資格喪失した旨が届出されたことが確認できるとともに、同社における申立人の雇用保険の記録は、離職日が同年3月30日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。